

令和7年度こどもモニター企画運営業務

企画コンペ実施要領

令和7年5月
岩手県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度こどもモニター企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が了解し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務内容

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 業務件名及び数量 | 「令和7年度こどもモニター企画運営業務」一式 |
| (2) 業務の仕様等 | 資料2「業務仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 委託契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで |
| (4) 予算額 | <u>1,846,944 円以内（税込）</u> |

2 コンペ参加者の資格に関する事項

本業務に関するコンペ参加者は、以下に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）を全て満たし、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「3 企画コンペ手続等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ 県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県政策企画部広聴広報課（県庁 3 階）
電話：019-629-5281 / F A X：019-651-4865
電子メールアドレス：koucho@pref.iwate.jp

(2) 関係資料の交付

企画コンペ手続等に関する下記の要領等について、岩手県公式ホームページトップページ左端上「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」内に掲載する。

・資料 1	企画コンペ実施要領（本書）
・資料 2	業務仕様書
・資料 3	企画コンペ提案書作成要領
・資料 4	企画コンペ審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで

イ 受付場所 3 (1)に同じ

ウ 提出方法 電子メール又は F A X

エ 回答方法及び期日

全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、令和 7 年 5 月 21 日（水）に岩手県公式ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の確認

コンペ参加者は下記により、参加資格確認申請書類を 3 (1)まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- ・【様式 1-2】企画コンペ参加資格確認申請書
- ・【様式 1-3】会社概要及び過去 5 年間の主な類似事業の実績（パンフレット等でも可）
- ・【様式 1-4】受付票

イ 提出期限 令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時必着

- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に 3 (1)に直接提出のこと。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに 3 (1)に必着のこと。

ウ 提出期限までに提出しなかった者又は企画コンペ参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

エ 参加資格の確認結果は、令和 6 年 5 月 26 日（月）までに電子メールにより通知する。

オ 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

コンペ参加者は「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

（ア） 提出期限 令和7年5月28日（水）午後5時

（イ） 提出場所 3(1)に同じ

（ウ） 提出方法 持参、電子メール又はFAXによる。

イ 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和7年5月29日（木）までに説明を求めた者に対し電子メール等によりその理由を回答する。

(7) 企画コンペ提案書等の提出

ア コンペ参加者は別添資料3「企画コンペ提案書作成要領」で定める書類（以下「コンペ提案書等」という。）を3(1)まで持参又は郵送により提出しなければならない。なお、コンペ参加者1者につき1提案とする。

イ 提出期限 令和7年5月30日（金）午後5時必着

- ・ 持参の場合は午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に、3(1)に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に「コンペ提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて3(1)あてに親展でイの期日までに必着のこと。

ウ 期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

エ 一度提出したコンペ提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(8) 企画コンペ提案の無効

(4)ウ及びオにより参加資格が認められなかった者の企画コンペ提案及び次のいずれかに該当する企画コンペ提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ 上記1(4)の委託料の予算額を超えた提案

エ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペへの不参加

ア 参加資格を有すると認められた者が「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案選考委員会の実施日の前日までに、【様式1-5】「企画コンペ参加辞退届」を3(1)まで持参又は郵送により提出しなければならない（必着のこと）。

イ 上記アによりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

コンペ参加者の企画提案の審査は、別添資料4「企画コンペ審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、コンペ提案書等の内容が上記「1 業務内容」(4)の予算額を超えた場合は、企画コンペの審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

企画コンペ審査は、下記により開催する企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において行うものとし、委員会の日時及び場所について、県は事前にコンペ参加者に対して通知する。

ア 日時 令和7年6月4日（水）（予定）

イ 場所（予定） 岩手県庁内

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、コンペ参加者から提出されたコンペ提案書等及びコンペ参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、追加資料等を提出することは認めない。

(イ) プレゼンテーションの順番は、コンペ提案書等の提出順とする。

(ウ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。ただし、コンペ参加者が多数になる場合には変更することがある。

(エ) コンペ参加者が4者を超える場合には、委員会の一次審査部会において、コンペ提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された4者により、委員会において、コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

なお、コンペ参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 委託候補者の決定

ア 委員会の審査を基に県が第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) コンペ提案書等との関係

コンペ提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日岩手県条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

6 公正な企画コンペの確保

(1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自にコンペ提案書等を作成しなければならない。

(3) コンペ参加者は、委託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対してコンペ提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてコンペ参加者が負う。

(2) コンペ参加者が本企画コンペに要した費用については、全てコンペ参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】スケジュール

(1) 「実施要領等に関する質問票」提出期限	5月19日（月）
(2) 質問事項に関する県の最終回答期限	5月21日（水）
(3) 「企画コンペ参加資格確認申請書」提出期限	5月23日（金）
(4) 参加資格に関する県の回答期限	5月26日（月）
(5) 「企画コンペ提案書等」提出期限	5月30日（金）
(6) 企画提案選考委員会	6月4日（水）（予定）
(7) 契約締結	6月中旬以降